三　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一　法に関する課目 二　放射性同位元素等の取扱いの事例に関する課目

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表（第一条関係）

別表第二（第三十一条の二関係）

改正後	
試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	一　［略］ 二　第一種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目 イ　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 ロ　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 ハ　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目 ［号を削る。］ ［号を削る。］ 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］
第二種放射線取扱主任者試験	一　［略］ 二　第二種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目 イ　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目 ロ　放射線の量の測定に関する課目 ハ　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目

別表第二（第三十一条の二関係）

改正前	
試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	一　［同上］ 二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する課目 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 四　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 五　［同上］ 六　［同上］ 七　［同上］
第二種放射線取扱主任者試験	一　［同上］ 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］